

# バスケット台（移動式）の検査マニュアル

制定 1994年 6月28日

改正 2017年 1月10日

一般財団法人製品安全協会

この検査マニュアルは、「バスケット台（移動式）のSG基準：2017年1月10日改正」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、この検査マニュアルに疑義が生じたときは当該関係者、製品安全協会、委託検査機関等によって検討するものである。

## I 適用範囲について

ここでいう「バスケット台（移動式）」とは、主として一般競技や体育運動に使用するバスケット台の内、移動して設置することができるもの（以下「バスケット台」という。）について適用する。バスケット台は、ゴールリング、バックボード、基台、支柱、フレーム、重錘等によって構成されており、ゴールネットは除く。

## II 種類について

### 移動方法による種類

- (1) 「車輪移動形」とは、車輪を有しているバスケット台であり、そのバスケット台に装備されている重錘は容易に取り外せない構造（例えば、ボルト・ナットによって固定するなど）であるものをいう。
- (2) 「車輪なし手持ち移動形」とは、車輪を有していないバスケット台であり、そのバスケット台に装備されている重錘は移動時に取り外しできる構造であるものをいう。

## III 安全性品質について

### 1. 外観及び構造

#### (1) 基準[4.1.(2)]

- ア. 「手指等が触れる部分」とは、使用時及び移動時を含め、バスケット台を構成している外表面の部品について適用する。
- イ. 「傷害を与えるようなばり、とがり等がないこと」とは、面取り、折り返し、縁巻き、被覆等の処理が施されている状態をいう。
- ウ. 「鋭利な角部」とは、パイプ、平鋼等の切断面が対象である。
- エ. 「容易に外れない」とは、リベット、ボルト・ナット、接着剤等により組付け・接合されている状態をいう。

なお、ボルト・ナットを使用したものにあつては、緩み止め（注1）が施されていること。

（注1）：「緩み止め」とは、かしめ、溶接等の加工が施されているか、または割リピン、ばね座金、ロックナット等で緩み止めの処理が施されている状態をいう。

(2) 基準[4.1.(3)]

「著しく突出していないこと」とは、被服などが容易に引っ掛からない程度の突出及び形状のことをいう。ただし、ボルトのねじ部にあってはナットの厚さ以上に突出していないこと。

(3) 基準[4.1.(4)]

「木製バックボードの各端面」とは、屋外用バスケット台のバックボードの上下左右の各木口部分全面をいう。

なお、木製には合板も含むものとする。

(4) 基準[4.1.(5)]

「屋外用にあっては、フレームへのバックボードの取付けは、通しボルト等により」とは、木ねじのみによる固定ではなく、図1に例を示したようにバックボードの4箇所以上を通しボルトにより固定することをいう。

なお、ボルト・ナットを使用したものにあっては、緩み止め（注1）が施されていること。

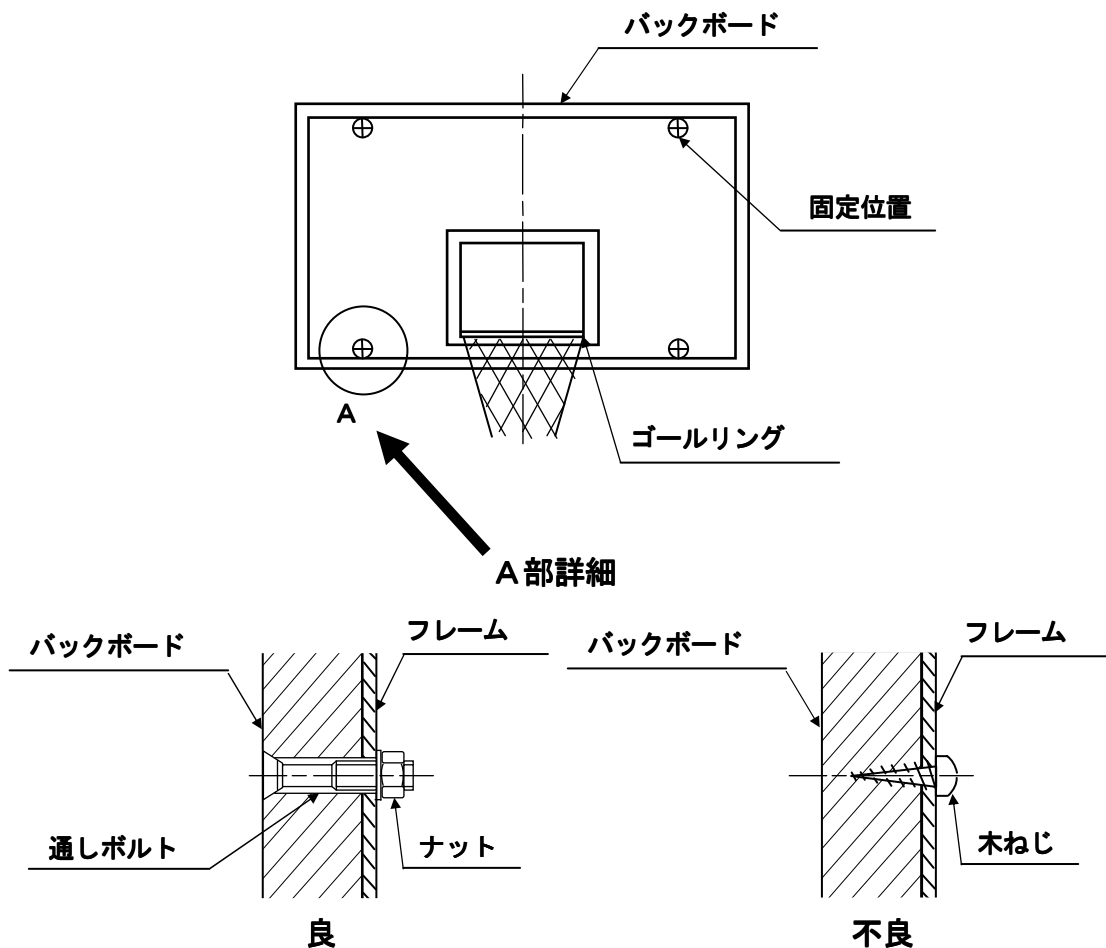


図1 フレームへのバックボードの取付けの一例

(5) 基準[4.1.(6)]

7. 「打込みくい以外」とは、車輪ストッパー等のように車輪移動形のバスケット台自体の動きを止めるものを指す。
4. 「移動防止機構」は、1箇所以上装備されていること。

(6) 基準[4.1.(8)]

「衝突時の傷害を防ぐための防護用マット」とは、“体育運動用緩衝パッド(CPSA 0103)”のSG基準に合格したものまたは性能がこれと同等以上のものを指す。

(7) 基準[4.1.(9)]

7. 「重錘の十分な強度」とは、カバーが布製の場合は踏みつけても破れない状態、またコンクリート製の場合は基台にボルト締めしても割れない状態のものをいう。
4. 「確実に固定」とは、バスケット台の基台に重錘がボルト・ナット等の機械的な方法によって固定された状態をいう。  
なお、ボルト・ナットを使用したものにあつては、緩み止め(注1)が施されていること。

2. 安定性及び耐荷重性

(1) 基準[4.2.(1)、(2)]

「使用上支障のある異状」には、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がたつき等を含むものとする。

(2) 確認方法[4.2.(1)、(2)]

7. SG基準の図1に示すように、バスケット台を十分に剛性のある水平・平たんな床面に、移動防止機構の車輪止めを働かせた状態で設置する。また、車輪止めがないものは車輪にくさびをかませる等の方法によって、力を加えた際のバスケット台の移動を防止する。
4. 一般用にあつては1,176N、ミニバス用にあつては784Nの力をゴールリング先端に静かに加え1分間保持する。ゴールリング先端へは重錘、荷重計またはこれと同等以上の付加装置を使用する。
5. 力を付加しているとき及び力を除去したときに、ゴールリング、バックボード、フレーム、支柱、基台、車輪等に破損、ねじれ、緩み、ぐらつき等がないことを目視、触感等により確認する。
6. 取り外すことが可能な重錘(注2)を取り外した後、ゴールリング先端に98Nの力を付加して浮き上がりのないことを目視により確認する。このとき、取り外した重錘の他に付加されている重錘が溶接等により基台に確実に固定されていることも確認する。  
(注2) : 「取り外すことが可能な重錘」とは、ボルト・ナット等で固定されたものをいい、溶接等で基台に確実に固定されたものは除く。

2. 材料

(1) 基準[4.3(1)]

7. 「接触腐食を起こすおそれがある箇所及びさびのでおそれがある箇所」とは、異種金属の接触する部分またはさびやすい金属表面をいう。
- イ. 「防せい処理」とは、めっき、塗装などが施されているか、またはステンレス鋼等のさびにくい金属が使用されている状態をいう。

(2) 基準[4.3.(2)]

耐候性材料の確認は、材料メーカーまたは公的検査機関の試験に合格した旨の証明書（試験成績書）の写しを提出する。

#### IV 表示及び取扱説明書について

##### 1. 表示

基準[5.1]

「容易に消えない」とは、手または布でこすったとき、消滅もしくははく離がない状態をいう。

##### 2. 取扱説明書

基準[5.2.(10).(d)]

7. 「安全点検」とは、施設、設備、器具、用具等の機能性と信頼性を維持するためのものであり、機能の低下等による事故を未然に防止するために行なうものである。  
安全点検には、日常点検、定期点検、または必要に応じて実施する臨時点検（例えば、暴風雨、地震など）があるが、ここでは主として定期点検についての点検箇所、点検内容及び点検時期を規定した。
- イ. 安全点検のときに異状がある場合は、その状態に応じて、修理、交換等を行なう旨を記載する。
- ウ. 安全点検については、次表に従い点検表を作成することが望ましい。

表 1 安全点検表 (例)

管理者名：

| バスケット台 (移動式)  |  |                              |      | 点検時期 |    | 点 検 結 果 |    |    |      | 処 置 | 点検者印 |  |
|---|--|------------------------------|------|------|----|---------|----|----|------|-----|------|--|
| 年度安全点検表   |  |                              |      | 年 月  |    | 正常      | 調整 | 補修 | 交換   |     |      |  |
| 項目  | 点検箇所   | 点 検 内 容                      | 点検方法 |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
| ゴールリング  | 折曲げ部分  | き裂、がたつき、破損、変形、さび             | A・B  | 6月   | 1と |         |    |    |      |     |      |  |
|   | ネット掛け具   | 破損、変形、さび                     | A    |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
| バックボード  | リング取付部   | 割れ、がたつき                      | A    | 3月   | 1と |         |    |    |      |     |      |  |
|   | バックボードの表面・端面   | き裂、はがれ、ささくれ、割れ、変形            | A    |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
| 基<br>台<br>・<br>フ<br>レ<br>ー<br>ム<br>・<br>支<br>柱<br>等   | フレーム及び支柱   | 破損、変形、さび                     | A    | 3月   | 1と | 6月      |    |    |      |     |      |  |
|   | 接合部  | ボルト・ナットの破損、変形、ゆるみ            | A・B  |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
|   | 車輪部  | 摩耗、破損、変形、がたつき                | A・B  |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
|   | 移動防止装置 (ストッパ等)   | 摩耗、がたつき、誤作動がないか及び固定性に不具合がないか | A・B  |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
|   | 打込みくい又は重錘  | 破損、変形、さび取付け状態                | A・B  |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
|   | 防護用マット   | 破れ、変形、へたり                    | A・B  |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
| 注意ラベル   | 破損、はがれ、文字の読取可能<br>・ よじ登ったり、ゴールリング等にぶら下がったりしないこと。<br>・ 移動は必ず管理者のもとで行うこと。<br>・ 重錘を取り外すと転倒するためしやすくなるため、注意すること。<br>・ 屋外用にあっては、強風等による転倒に注意すること。 | A                            | 3月   | 1と   |    |         |    |    |      |     |      |  |
| <p>※定期点検は点検記録を残すこと。<br/>                 ※上記の点検内容にもとづいて日常点検を行ってください。<br/>                 ※異状が確認された場合は直ちに使用を中止して、製造者や販売者等にすみやかに連絡をとり、修理または交換等の適切な処置をしてください。特に変形したり、腐食した状態あるいはバックボードがはがれたり、各接合箇所が緩んだり、外れた状態で使用することは、部材の落下、転倒などにつながり、非常に危険です。</p> |  |                              |      |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
| 備 考   |  |                              |      |      |    |         |    |    |      |     |      |  |
| 購入日   |  |                              | 備品番号 |      |    | 購入先     |    |    | 製造業者 |     |      |  |
| 年 月 日   |  |                              |      |      |    |         |    |    |      |     |      |  |

(注) 点検方法

- A. 官能試験：目視、触感または適切な器具（例えば、拡大鏡等）によって調べる。なお、比較の基準となる標準見本または限度見本が必要なときは、それに応じて作製することが望ましい。
- B. 操作試験：実際の使用に相当または近似した状態において操作し、目視、触感または適切な検査機器を用いて調べる。なお、打音（点検ハンマー等でたたく）、振動（ゆり動かす）、その他（押す、引く、ねじる等によって力を加える）などによる方法もある。

◆オンサイト試験に関して

本品目は、下記に示すオンサイト試験の対象とする。

【定義】通常は委託検査機関の設備で行う SG 基準の適合性試験を製造事業者が指定する場所に委託検査機関の検査員が出向いて、その場所にある検査設備で行う試験。

【適用条件】検査品が大型で、委託検査機関に運んで検査することが困難な場合に行う。

【対象品目】サッカーゴール（移動式）、ハンドボールゴール（屋外用）、バレーボール支柱、バスケット台（移動式）、フットサルゴール（移動式）

【試験設備】製造事業者は校正された試験設備（工場登録要件の検査設備）を準備し提供する。オンサイト試験申請時に試験設備一覧表を添付すること。

【結果報告】適合性試験の合否判定結果（試験成績書）は、オンサイト試験においても通常の委託検査機関の試験設備で行われる場合と同様に一般財団法人製品安全協会より製造業者に報告する。

【備考】オンサイト試験において、問題や疑義等が生じた場合は、一般財団法人製品安全協会、委託検査機関、当該事業者の協議で対応する。

以上